

広島県高次脳機能センターについて

1 設置目的

高次脳機能障害者及びその家族等に対する医療及び社会復帰支援の充実を図るため、広島県高次脳機能センターを設置している。

2 設置概要

- (1) 開設日 平成18年5月1日
- (2) 設置者 広島県（社会福祉法人広島県福祉事業団に委託）
- (3) 設置場所 広島県立身体障害者リハビリテーションセンター医療センター内
住所：東広島市西条町田口295-3
電話：082-425-1455
- (4) 職員体制 医師，相談支援コーディネーター，作業療法士等の専門職員を配置

3 事業概要

- (1) 専門医療の提供
 - 専門診療科の設置
 - 診断・評価を実施し，治療方針の選定，処遇に係る助言及び指導を行う。
 - 入院患者の受け入れ
- (2) 専門的リハビリテーション
 - 作業療法，言語療法，心理療法などのリハビリテーションの実施。
- (3) 相談・支援事業
 - 高次脳機能障害に専門的に対応する相談員（相談支援コーディネーター）を配置し，相談対応及び社会復帰支援等を行う。
- (4) 専門相談窓口の設置
 - 高次脳機能障害に関する相談窓口を設け，県民及び保健医療・福祉関係者からの照会等への対応を行う。
- (5) 教育，普及・啓発活動
 - 人材育成
 - 高次脳機能障害に対応できる専門職員（医師，相談員等）を養成するために，研修会の開催・実習研修の受け入れ・専門職員の地域への派遣を行う。
 - 普及・啓発活動
 - 県民や関係機関等の高次脳機能障害に対する理解を促進するため，普及・啓発活動を実施する。

「高次脳機能障害」とは

交通事故等による脳外傷や脳卒中等による脳血管障害等により，脳に損傷を受けた後遺症等として起こる，記憶障害，注意障害，社会的行動障害などの認知障害等を指す。
日常生活に重大な支障をもたらすが，一見して症状を認識することは困難であり，医療・福祉を統合した総合的な施策が必要である。